

社会福祉法人大和清風会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 4月 1日～ 令和 11年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。  
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得を目指す。  
女性社員・・・取得率80%以上にする。

<対策>

- 令和 8年 4月～ 男性職員も育児休業取得が可能であることを各部署に周知する為、管理職会議で案内を行う。
- 令和 8年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした説明会を行う。

目標2：所定労働時間を削減する為、部署によりノー残業デイを継続的に実施する。  
残業の適正な管理を行う。

<対策>

- 令和 8年 4月～ 部署ごとにノー残業デイを検討し実施する。
- 令和 8年 4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施。
- 令和 8年 4月～ 部署ごとに業務内容の検討を行い、業務負担の軽減を図る。

目標3：小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校就学中の子を持つ社員にまで拡大する。

<対策>

- 令和 8年 4月～ 取得状況を確認し、制度の周知を徹底する。